

事務連絡
令和2年4月13日

市内指定計画相談支援事業者
市内指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課
西宮市法人指導課

新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の本市の取り扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて」（令和2年3月4日付生活支援課ほか連名事務連絡）等によりお示ししているところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、モニタリング及びサービス担当者（本人中心支援）会議の取り扱いを次の通りとします。

なお、各種加算にかかる取り扱いにつきましては、引き続き上記事務連絡の通りの取り扱いとなります。

記

1. モニタリングの実施について

これまで感染拡大防止の観点から、「利用者、障害児又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意向を確認した上で、居宅での面接に代えて、電話等により利用者等へ確認したことを記録することをもって、モニタリングを実施することも可能」としていましたが、今後は「可能な限り居宅での面接に代えて、電話等により利用者等へ確認したことを記録することをもって、モニタリングを実施する」こととします。

ただし、居宅での面接が必要であると判断した場合はこの限りではありません。

2. サービス担当者（本人中心支援）会議の開催について

感染拡大防止の観点から、サービス担当者会議について、「利用者等の意向を確認した上で、サービス担当者についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により意見を求めることも可能」としていましたが、今後は「可能な限り各サービス担当者への電話や文書等の照会により意見を求めることでサービス担当者会議に代える」こととします。

なお、この場合、電話や文書等の照会により意見を求めたことを記録することが必要となります。

ただし、居宅等での開催が必要であると判断した場合はこの限りではありません。

3. 期間

緊急事態宣言が解除されるまで

以上

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082